

議案第33号

五ヶ瀬町森林環境譲与税基金条例の制定について

五ヶ瀬町森林環境譲与税基金条例を制定したいので、議会の議決を求める。

平成31年 3月 5日提出
五ヶ瀬町長 原田俊平
平成 年 月 日
五ヶ瀬町議會議長 小笠まゆみ

五ヶ瀬町森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 本町における木材利用の促進、普及啓発、森林整備等（以下「森林環境対策事業」という。）に資することを目的として、五ヶ瀬町森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に替えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、森林環境対策事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、元本及び収益の一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。